

議案第 9 号

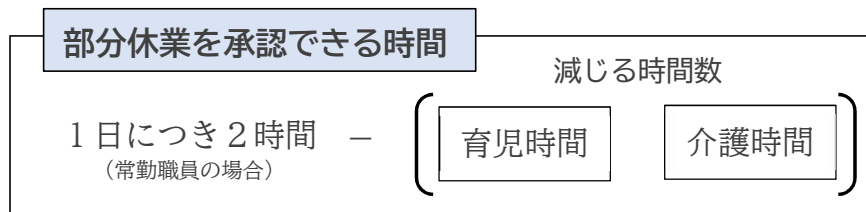
港区職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1 目 的

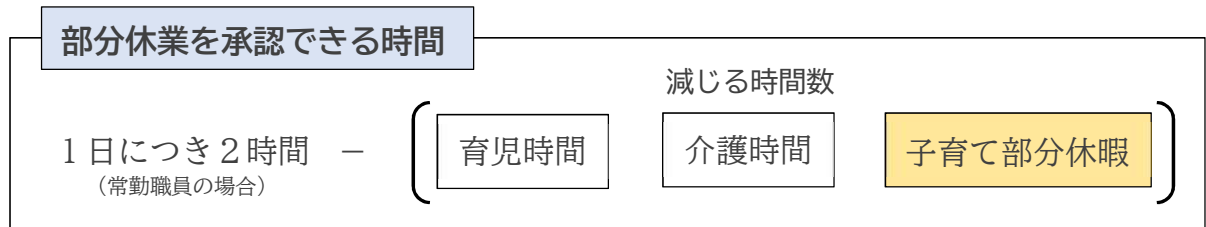
子育て部分休業を取得する職員に対する部分休業の承認時間について、育児時間又は介護時間を取得している場合の取扱いとの均衡を図るため、港区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正します。

2 改正内容

(1) 現 行



(2) 改正後



備考 非常勤職員の部分休業の承認時間についても育児時間、介護時間に加え、子育て部分休業の時間数を減じた時間の範囲内とします。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

< 参考 >

- 1 部分休業とは、小学校就学に達するまでの子を養育する職員が 1 日当たり 2 時間を超えない範囲内において勤務時間の一部を勤務しないことができる休業です。
- 2 育児時間とは、生後 1 年 3 月に達しない子を養育する職員が 1 日当たり 1 時間 3 0 分を超えない範囲内において勤務時間の一部を勤務しないことができる休暇です。
- 3 介護時間とは、要介護者を介護する職員が 1 日当たり 2 時間を超えない範囲内において勤務時間の一部を勤務しないことができる休暇です。

港区職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(前略) (部分休業の承認) 第十五条 (略) 2 勤務時間条例第十五条第一項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第十七条第一項の規定による育児時間、勤務時間条例第十六条の第二項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第十八条の第二項の規定による介護時間又は勤務時間条例第十六条の三第一項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第十八条の三第一項の規定による子育て部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく区規則及び港区教育委員会規則(以下「勤務時間条例に基づく区規則等」という。)の規定により当該非常勤職員について割り振られた一日の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただ	(前略) (部分休業の承認) 第十五条 (略) 2 勤務時間条例第十五条第一項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第十七条第一項の規定による育児時間又は勤務時間条例第十六条の第二項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第十八条の第二項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく区規則及び港区教育委員会規則(以下「勤務時間条例に基づく区規則等」という。)の規定により当該非常勤職員について割り振られた一日の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただ

し、当該非常勤職員が勤務時間条例に基づく区規則等の規定による
育児時間、介護時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない
場合における部分休業の承認については、一日につき当該非常勤職
員について割り振られた一日の勤務時間から五時間四十五分を減じ
た時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の
承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行う
ものとする。

(後略)

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

し、当該非常勤職員が勤務時間条例に基づく区規則等の規定による
育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合における部分
休業の承認については、一日につき当該非常勤職員について割り振
られた一日の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間から当該育
児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時
間を超えない範囲内で行うものとする。

(後略)